変更登録する小型船舶の総トン数が五トン以上十トン未満であるもの	一万四千四百円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの	一万七千百円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十五トン以上二十トン未満であるもの	二万百円	
法第六条第二項第二号又は第七号に掲げる事項の変更	三千三百五十円	
三　移転登録又は抹消登録	三千三百五十円	
四　一部事項証明書の交付	千五百円 ただし、同一の船舶について複数の一部事項証明書の交付を請求する場合は、一通につき十円を加算した額とする。	
五　全部事項証明書の交付	千七百五十円 ただし、同一の船舶について複数の全部事項証明書の交付を請求する場合は、一通につき三十円を加算した額とする。	
六　登録事項要約書の交付	三十隻毎につき三千円 ただし、同一の船舶について複数の登録事項要約書の交付を請求する場合は、一通につき十円を加算した額とする。	
（略）	（略）	

備考

1　所有者の変更と当該変更に伴う法第六条第二項第二号に掲げる事項の変更により、移転登録及び変更登録の申請を同時に行う場合の手数料の額は、三千三百五十円とする。

変更登録する小型船舶の総トン数が五トン以上十トン未満であるもの	一万二千七百円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの	一万五千百円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十五トン以上二十トン未満であるもの	一万七千八百円	
法第六条第二項第二号又は第七号に掲げる事項の変更	二千九百五十円	
三　移転登録又は抹消登録	二千九百五十円	
四　一部事項証明書の交付	千百円 ただし、同一の船舶について複数の一部事項証明書の交付を請求する場合は、一通につき十円を加算した額とする。	
五　全部事項証明書の交付	千三百五十円 ただし、同一の船舶について複数の全部事項証明書の交付を請求する場合は、一通につき三十円を加算した額とする。	
六　登録事項要約書の交付	三十隻毎につき二千六百五十円 ただし、同一の船舶について複数の登録事項要約書の交付を請求する場合は、一通につき十円を加算した額とする。	
（略）	（略）	

備考

1　所有者の変更と当該変更に伴う法第六条第二項第二号に掲げる事項の変更により、移転登録及び変更登録の申請を同時に行う場合の手数料の額は、二千九百五十円とする。